

神戸市工事施工体制確認要領

平成 17 年 3 月 29 日行財政局長決定

最終改正 令和 6 年 3 月 22 日

1. 目的

本要領は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号）に基づき、神戸市が発注する工事について、契約時、施工時等において確認すべき事項等を定め、工事現場の適正な施工体制の確保及び一括下請負の排除を目的とする。

2. 適用対象工事

- (1) 主任技術者及び監理技術者の専任に関する確認は、建設業法第 2 6 条第 3 項に該当する工事
- (2) 施工体制台帳等に関する確認は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 1 5 条第 1 項の規定により読み替えて適用する建設業法第 2 4 条の 8 に該当する工事

3. 契約手続における主任技術者及び監理技術者の専任制の確認等

(1) 入札後、契約前における確認

- ア 契約監理課長は、落札者等（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号により随意契約を締結する者を含む。以下この号において同じ。）から、様式第 1 号による「現場代理人及び主任技術者又は監理技術者設置通知書」及び「主任技術者又は監理技術者経歴書」の提出を求める。
- イ 契約監理課長は、当該技術者が監理技術者である場合には、CORINS（工事实績情報を提供するサービスをいう。以下同じ。）を用いて技術者の専任制を、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証で雇用関係及び資格を確認する。
- ウ 契約監理課長は、当該技術者が主任技術者である場合には様式第 1 号による「現場代理人及び主任技術者又は監理技術者設置通知書」で専任制、雇用関係を証する書類で雇用関係及び「主任技術者又は監理技術者経歴書」で資格を確認する。
- エ 契約監理課長は、落札者等が共同企業体の場合、配置技術者は、原則として、代表者が監理技術者を、その他の構成員が監理技術者もしくは主任技術者を配置していることを確認する。
- オ 上記イからエについて、疑義があるときは落札者等から事情を聴取する。専任制、雇用関係及び資格が確認できない場合は当該入札を無効とし、契約を結ばない。

(2) 契約後における措置

技術者の専任制、雇用関係及び資格に違反が確認された場合は契約を解除するこ

とができる。ただし、契約解除が困難な場合においては、当該違反を是正させた上で、指名停止及び工事成績の減点等を行う。

4. 工事施工中における施工体制及び一括下請の確認

(1) 工事現場における施工体制の確認

監督員は、別紙ー1「工事現場施工体制等チェック様式」、別紙ー2「施工体制の把握に関する確認方法と対応方法」等により工事現場における施工体制を確認する。

(2) 工事施工体制に不適切な点がある場合の対応（(3)の場合を除く）

ア (1)の確認の結果、工事現場の施工体制に不適切な点がある場合、監督員は上司に報告の上、文書で改善の指示を行う。社会保険未加入対策については、契約監理課長が定める建設工事における社会保険未加入対策に係る事務処理要領（平成31年3月22日行財契第1423号通知）従い事務手続きを行う。

イ 指示の結果、改善が見られない場合、工事監督担当課長は、現場の実態等について、面談等により聴取し、神戸市請負契約審査会に報告する。

(3) 一括下請負の疑義がある場合の対応

ア (1)の確認等の結果、一括下請負の疑義がある場合については、工事監督担当課長は現場における実態等を面談等により聴取する。

イ 事情聴取の結果、一括下請負の疑義がなお残る場合、工事監督担当課長は神戸市請負契約審査会に報告する。

5. 建設業許可行政庁への報告

(1) 神戸市請負契約審査会は、工事監督担当課長から上記4(2)・(3)の報告があった場合、工事監督担当課長（必要があると認めるときは、請負人その他の関係者を含む。）から、面談等により事情を聴取する。この際、施工体制台帳等で必要な情報が得られない場合は、神戸市工事請負契約約款第7条の規定に基づき、下請負人に関する通知を請求するものとする。

(2) 事情聴取の結果、なお、建設業法に違反していると疑うに足る事実があるときは、神戸市請負契約審査会は市長に報告する。

市長は、建設業許可行政庁に対し(2)の報告事項を遅滞なく通知するものとする。

施行：平成14.4.1 改正施行：平成17.4.1, 平成19.4.1, 平成24.4.1, 平成27.4.1, 平成31.4.1, 令和6.4.1